

平成27年8月13日

〈ちば興銀〉結婚・子育て資金一括贈与専用普通預金の取扱開始

～ ご家族の未来を応援します！ ～

株式会社千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成27年8月17日（月）より、「〈ちば興銀〉結婚・子育て資金一括贈与専用普通預金」の取扱いを開始いたします。

本商品は、平成27年度税制改正における「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応するものです。祖父母さま・ご両親さま等がお子さま等の結婚・子育て資金を一括して贈与する場合には、受贈者お一人につき1,000万円を限度（結婚資金は上限300万円）として非課税となります。

ちば興銀では、今後もお客さまに一層ご満足いただけるよう、積極的に商品・サービスの拡充に取り組んでまいります。

記

項目	内容
商品名	結婚・子育て資金一括贈与専用普通預金
ご利用いただける方	直系尊属（祖父母や親など）から結婚・子育て資金を贈与される20歳～50歳未満の個人の方 ※お一人あたり1金融機関1店舗のご利用となります。既に他の金融機関にて結婚・子育て資金の一括贈与に係る専用口座を開設している場合、当行でのご契約はできません。
対象となる預金	普通預金 ※「普通預金規定」および「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」によりお取り扱いいたします。
お預入期限	平成31年3月29日（金）
お預入方法	随時お預け入れいただけます。ただし、預入時は結婚・子育て資金非課税申告書（または追加結婚・子育て資金非課税申告書）の提出が必要となります。
お引出方法	原則として預金者の方の結婚・子育て資金の支払いにあてる場合にお引き出しいただけます。 （領収書等を当行へご提出いただき、お支払内容に基づきお引き出しいただけます。）
その他商品概要	詳しくは「商品概要説明書」をご覧ください。

以上

項目	内容
商品名	< ちば興銀 > 結婚・子育て資金一括贈与専用普通預金
ご利用いただける方	直系尊属(祖父母や親など)から結婚・子育て資金を贈与される20歳～50歳未満の個人の方
お取扱期間	
口座開設・お預入れ	平成27年8月17日(月)～平成31年3月29日(金)
お引出し	口座開設店の窓口で随時お引出しいただけます。
お預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・随時お預け入れいただけます。ただし、預入時は結婚・子育て資金非課税申告書(または追加結婚・子育て資金非課税申告書)の提出が必要となります。 ・現金、小切手その他の証券類、他口座からのお振替でお預け入れいただけます。 ・振込ではお預け入れできません。
お預入金額	1,000,000円以上
お預入単位	1円単位
お預入上限額	10,000,000円
お引出方法	原則として預金者の方の結婚・子育て資金の支払いにあてる場合にお引き出しいただけます。(領収書等を当行へご提出いただき、お支払内容に基づきお引き出しいただけます。)
利 息	
適用金利	毎日、店頭に表示する普通預金の金利を適用いたします。
利息計算方法	毎日の最終残高(証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます)について、1年を365日として日割りで計算します。(付利最低残高1,000円、付利単位100円)
利息支払方法	毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いいたします。(利息は元金に組み入れます。)
税 金	個人のお客さま:平成25年1月1日以降、平成49年12月31日までの25年間復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ただし、マル優をご利用の場合を除きます。
手数料	ありません。
付加できる特約事項	・マル優の適用を受けられる方は、350万円まで非課税枠がご利用いただけます。
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>苦情処理及び紛争解決として一般社団法人全国銀行協会をご利用できます。 本商品にかかる問題等が解決しない場合は、下記にご相談、ご照会ください。</p> <p>一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、「普通預金規定」および「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」によりお取り扱いいたします。 ・キャッシュカードやATMはご利用できません。 ・インターネットバンキングはご利用いただけません。 ・給与、年金などの自動受取口座、公共料金、各種料金などの自動支払口座や定額自動送金用口座としてご利用できません。 ・口座開設時に「結婚・子育て管理契約」を締結いたします。 ・お一人さまにつき1口座のみの開設となります。 ・当行で本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座等は開設できません。 ・口座開設店以外でのお預入れ、お引出しはできません。 ・普通預金(決済用預金)への切替はできません。 ・本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
金利情報の入手方法	・金利は窓口へご照会いただくか、ちば興銀のホームページをご覧ください。